




答申第573号  
平成28年6月7日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三  


答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年6月7日付け神保高  
国第859号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新福祉医療システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 福祉医療費助成の受給資格判定に当たっては、申請者の扶養義務者等の所得について確認する必要があり、新福祉医療システムに扶養者情報を新たに追加し電子計算機処理を行うことは、迅速かつ適正な資格判定を行うために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

新福祉医療システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

1. 扶養者情報

- ・ 賦課年度
- ・ 扶養者宛名番号
- ・ 扶養否認
- ・ 更正年月日